

ロシア知的財産ニュースレター

2021 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

第 1 章

出来事

3 月

ユーラシア特許庁が医薬品登録簿（ユーラシア特許庁医薬品登録簿）の供用を開始

ユーラシア特許庁（EAPO）は、新たな情報検索リソース、つまり国際的非独占的名称（INN）で表記した医薬品の有効成分に関連するユーラシア特許に関する情報が含まれるユーラシア特許庁医薬品登録簿が公開アクセス可能な形で 2021 年 3 月 1 日からユーラシア特許庁のウェブポータル上に開設されたことを公表した。

ユーラシア特許庁医薬品登録簿は、ユーラシア特許条約（EAPC）締約国の領域内におけるユーラシア特許の有効性、ユーラシア特許庁特許条約規則の規則 16 第 5 項に従ったユーラシア特許の有効期間の延長、及び登録されたライセンス契約に関する情報を含む、ユーラシア特許の法的地位に関する最新情報を提供する。また、この登録簿は、ユーラシア特許登録簿とユーラシア特許公開サーバーに存在するこれらのユーラシア特許に関する情報への直リンクも提供している。また、可能な場合には、EAPC 締約国における医薬品の登録に関する情報もユーラシア特許庁医薬品登録簿に含まれている。

ユーラシア特許の所有者とその代理人は、対応するユーラシア特許をユーラシア特許庁医薬品登録簿に含めるための請求を 2021 年 3 月 1 日からユーラシア特許庁に提出できる。

請求は、ユーラシア特許に関連するものである必要があり、薬理的有効成分（一般構造式で記述されたものを含む化合物、バイオ技術製品、組成物、組合せ）、これらの製品の製造方法及び医学的用途が保護の対象となる。推奨される請求様式は、ユーラシア特許庁ウェブポータルの [Documents/Application Forms] セクションに掲載されている。請求は、ハードコピー形式で又は EAPO-ONLINE システムを通じて行うべきである。

INN 及び該当するユーラシア特許に関して特許所有者から提供された情報は、ユーラシア特許庁により検証された後、ユーラシア特許庁医薬品登録簿に入力される。

ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書が発効

2019 年 9 月 9 日にヌルスルタンで行われた外交会議においてユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書が採択され、アゼルバイジャン、キルギスタン、アルメニア、カザフスタン、ロシア、タジキスタンにより署名された。

議定書は、最初に批准した 3 か国（キルギスタン、アゼルバイジャン、アルメニア）に関し、所定の手続に従い 2021 年 3 月 17 日、つまり三番目の国（アルメニア）が批准書を寄託機関に寄託した日から 3 か月後に発効した。

発明の国家登録に関する法的措置を講じる根拠となる文書の作成、提出、審査の手續、及び発明に特許を付与するための願書に関

する要件の具体化（2021年3月31日付ロシア経済開発省令第155号）

発明出願の審査要件及び発明出願書類要件に関する規則を改正する経済開発省令が施行された。

同改正の内容によれば、既知の化合物の一形態であるような化合物（特に異性体、立体異性体、光学異性体、アモルファス、又は結晶形態）又はその誘導体（特に塩、溶媒和物、水和物、複合化合物、又はエステル）が専門家にとって先行技術から自明であるような既知の化合物と比較して定性的又は定量的に新たな特性を示さない場合、そのような化合物の生成に基づく発明が進歩性基準を充足しているとは認識されない。

既知の化合物の一形態であるような化合物（特に異性体、立体異性体、光学異性体、アモルファス又は結晶形態）又はその誘導体（特に塩、溶媒和物、水和物、複合化合物、又はエステル）に関連する発明の実施可能性を確認するために発明の明細書に記載されるべき情報が、発明の出願書類に関する要件に追加された。

そのような化合物に関し、既知の化合物と比較したその定性的又は定量的に新たな特性に関するものであって専門家にとって先行技術から自明ではない情報、そして同様にそのような新たな特性の提示を信頼できる形で確認できる情報を記載すべきである。そのような化合物がヒト又は動物の何らかの疾患の予防及び（又は）治療に適した生物学的活性を示す場合は、この形態又は誘導体が疾患の病因又は身体の状態に及ぼす効果を示す信頼できる情報を明細書に記載すべきである。そのような化合物が、ヒト又は動物の一定の状態又は疾患の診断に適した生物学的活性を示す場合は、その診断因子との関係に関する情報を明細書に記載すべきである。また、ヒト又は動物における前記疾患又は状態の予防、診断、及び（又は）治療のための既知の化合物の一定の形態又は誘導体の適

性を確認できる（特に適切なモデルに基づく実験で入手した）他の信頼できるデータを記載してもよい。

事件番号 A40-342434/2019 に関する 2021 年 3 月 11 日付知的財産裁判所決議第 S01-1876/2020 号

契約が、例えば、商標の使用期間又は使用領域を制限するようなものである場合には、その契約はライセンスに分類される。また、契約の当事者が、法律により許される形で識別手段の使用権を付与する条件を定めることを妨げない。



Commercial Agency Gepard 株式会社（以下、「同社」又は「原告」）は、商標第 211223 号の排他権所有者である。

同社（ライセンサー）と外国企業である Wakelin Promotions Limited（以下、「外国企業」、「被告」、又は「ライセンシー」）との間で原告商標の使用に関するライセンス契約が結ばれた。

同社は、契約条件に従い、証明書第 211223 号に記載されている全ての商品及び役務に関して、多機能公共ショッピングセンターを識別するために 2021 年 12 月 4 日まで有料で商標を使用する権利を外国企業に付与した。

ライセンシーは 2017 年第 4 四半期以降、四半期ごとの確定申告書の謄本を提出しておらず、しかも契約に基づくライセンス料を支払っていない。そのため、同社は、報告とライセンス料の支払いを外国企業に請求した。外国企業はこの請求に応じなかった。

第一審裁判所及び控訴裁判所は、原告の請求に理由があると結論づけ、同社の請求を全面

的に認容した。この決定を不服とし、外国企業は知的財産裁判所に提訴した。

外国企業は、不服の理由として、ライセンス契約の内容に関する法定要件に反して、商標第 211223 号の使用権を付与する役務のリスト及びそのような商標の契約に基づく使用方法に関する条件が係争中の契約に存在しない点を指摘した。破毀審請求人は、この事実は、係争中の契約が結ばれたとはみなしえないことを証明していると主張する。

知的財産裁判所は破毀審請求を棄却し、以下の結論に到達した。

2019 年 4 月 23 日付のロシア連邦民法第 4 法典の適用に関するロシア連邦最高裁判所全体会議決議第 10 号の第 37 項で説明されているように、知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の譲渡を規定し、一方で民法第 431 条に従って（例えば存続期間、領域、該当する成果又は手段の使用に関する）制限を加えるか又はそのような契約の条件を定める契約は、裁判所によりライセンス契約に分類されうる。

この説明から、当事者が契約の締結時に合意すべき条件のうち少なくとも一つに関する制限が契約に含まれている場合、その契約は当然、ライセンス契約に分類されうる。

したがって、そのような契約の当事者が、該当する知財の対象物の、例えば使用期間又は使用領域を制限するような条件に合意した場合は、当該当事者は、知的活動の成果又は識別手段の使用権を付与する条件を、法律で許容される限りの方法で定めることができる。

契約では、商標第 211223 号の使用を制限するリストを定めていなかった。一方、第一審裁判所及び控訴裁判所は、当該識別手段を使用する権利の行使が、12, Dekabristov Str., Moscow, Russia に所在する多機能公共ショッピングセンターの領域により制限されていると認定した。

このため、第一審裁判所及び控訴裁判所は、判決を下す際に、当事者の合意に基づき、商標第 211223 号の使用権の行使領域を制限する条件が存在する点を考慮し、当該識別手段の使用法の完全なリストが提示されていないことそれ自体は、当事者がライセンス契約の内容に関する法律により課せられた要件を遵守しなかったことを証明するものではないことを前提に、理に適う形で訴訟手続を進めた。

さらに、第一審裁判所及び控訴裁判所は、ライセンス契約の締結日から 2017 年第 4 四半期まで、被告が契約に基づく義務を適正に履行したと認定した。契約及びその追加契約により定められた条件に基づいてライセンス料を決定する手続に関して被告は異議を唱えていない。

被告は、商品を小売販売する際に自己が提供した役務は、商標第 211223 号登録の指定役務に含まれていないため、ライセンス料及び違約金を支払う必要はないとも主張した。

しかしながら、有償のライセンス契約に基づくライセンス料は知的活動の成果又は識別手段を使用する権利を付与することに対して支払われるものであるため、ライセンサーによる該当する成果又は手段の不使用を理由にライセンス料の回復を求めるライセンサーの請求を却下することはできない。

499 万 3,743 ルーブルの債務及び罰金の被告からの回収に関するモスクワ商事裁判所の決定及び第 9 商事控訴裁判所の決議は支持され、Wakelin Promotions Limited による破毀審請求は却下された。

[事件番号第 A40-72785/2020 に関する 2021 年 3 月 22 日付知的財産裁判所決議第 S01-137/2021 号](#)

相手方に不利な契約条件を課すことにより競争を制限しようとするライセンス契約の条件は無効である。

A+A Exist-Info LLC（以下、「原告」）は、個人事業主 M. Yu Grebenyu（以下、「被告」）によるライセンス契約に基づく義務の不適切な履行を原因とする 1,172 万 2,887 ルーブルの損失の回復を被告に求める申立書をモスクワ商事裁判所に提出した。

原告（ライセンサー）と被告（ライセンシー）は、ソフトウェアを一定の領域で使用する権利に関するライセンス契約を結んだ。ライセンス契約には、ライセンシーに対し、ライセンス契約の契約期間中及び終了後 1 年間、原告のものと類似の活動を行う個人又は団体との間で原告とのライセンスと類似の契約を結ぶことを禁止し、同様に同期間中に自動車用スペアパーツの小売市場で独立して競争する活動を行うことを禁止する条件が含まれていた。この契約条件に従い、これらの義務の不履行が、契約の終了及びライセンサーの被った損害の回復請求の根拠とされた。

当裁判所に提訴した理由は、ウェブプロジェクト CTOparts.ru が自動車やトラック、そして二輪自動車と特殊機械のスペアパーツの卸売と小売販売に従事しているという情報が <https://ctoparts.ru> に掲載されたためである。被告に関する詳細が同ウェブサイトに掲載された。

原告は、被告によるこれらの行為は、ライセンス契約の条件に対する違反であり、原告に物的損害を引き起こしたとして、この損害を理由に、1,172 万 2,887 ルーブルの損害の被告からの回復を求めた。

第一審裁判所及び控訴裁判所は、以下の論点に基づき請求を棄却した。

ライセンス契約の条件は自動車用スペアパーツの販売に関連する役務の市場における競争を制限することにあつた。なぜなら、被告の主要な事業活動の禁止により、市場において被告が独立して活動する可能性を排除しており、競争の保護に関する 2006 年 7 月 26 日付の連邦法第 135-FZ 号第 10 条第 1 項

第 3 号、第 5 号、及び第 9 号の要件に反しているからである。したがって、被告の行為に関し、これを違法であるとみなすことはできない。

自動車用スペアパーツの販売は、被告に収入をもたらす唯一かつ主要な活動であり、そのため、そのような活動を不当に禁止し、1,100 万ルーブルを超える違約金を回復することは実際には被告の破産とその経済活動の完全な停止を意味する。

第一審裁判所及び控訴裁判所は、契約の条項は無効であり、損害を回復する理由がないと結論付けた。

両裁判所の結論を不服とし、原告は破毀審請求を知的財産裁判所に提出し、損害及び訴訟費用の回復を認める原告に有利な新たな判決を下すよう求めた。原告は、その主張の根拠として、係争中のライセンス契約の当事者間の関係が、その性質上フランチャイズ契約に近い点、また、民法第 1033 条第 1 項が、そのような契約に関し、事業活動の自由を制限することを含め、当事者の権利を制限する可能性を規定している点を指摘した。

さらに、原告は、競争保護法第 11 条第 9 項により、反競争的契約に対する禁止はライセンス契約に基づく法的関係に適用されず、このため、ライセンス契約の該当する条件には争いの余地があるものの、無効ではない点を指摘した。

また、原告は、ライセンス契約の他の条件に同意することが被告にとって困難であったことを示す証拠が事件のファイルには存在しないという事実に言及した。第三者と類似の契約を結ばないという義務により、当事者の行為が確実かつ予測可能なものになったのであり、そのような契約条件は、原告及びその他の市場参加者の権利と正当な利益を侵害するものではない。このため、これに反する両裁判所の結論は違法であり、根拠がない。

知的財産裁判所は、以下の点から、下級裁判所の決定を覆す理由がないと結論付けた。

係争中のライセンス契約では一連の排他権を規定せず、ソフトウェアに関して規定するにとどまるため、フランチャイズ契約に関する民法の規範は当該ライセンス契約に適用されない。

また、知的財産裁判所は、加入形式で契約が結ばれている点に注目し、加入契約において先験的に加入する当事者側の立場が弱い点を指摘した。これは、加入する当事者が取引の開始者ではなく、オファーする側ほど契約内容に影響力を及ぼせないためである。

このため、原告の陳述に反し、審理中の事案では、被告が、加入する側、すなわち係争中のライセンス契約における立場の弱い側の当事者であった。両下級裁判所が、判決を下す際に、最高商事裁判所全体会議決議第 16 号第 9 項が適用でき、本契約の係争中の条件の有効性が確認できることを前提にして訴訟手続を進めたことは理に適っている。

また当裁判所は、競争保護法第 10 条の規定は、事業活動における他者（事業体）の利益の減損を含む、契約上の不利な条件を契約当事者に課すことを禁止しているが、契約の範囲に制限を定めていないため、契約条件の有効性を確認する際にも同規定が適用できるとも指摘した。

このため、原告の法的外見に反し、係争中の契約条件が競争保護法第 10 条の必須要件に適合していないことは、契約条件が無効であることの証拠となる。

それと同時に、原告が請求の根拠として違反があったと言及した係争中のライセンス契約の条件を無効であるとする事それ自体が、自動車用スペアパーツの小売市場において独立した活動を行う被告の行為の違法性を排除する理由となる事情である。

請求を却下し、被告からの損害回復を退けたモスクワ商事裁判所決定及び第 9 商事控訴裁判所決議は支持され、破毀審請求は却下された。

事件番号第 A51-11200/2020 に関する 2021 年 3 月 25 日付知的財産裁判所決議第 S01-216/2021 号

商品を識別する目的ではなく、当該スペアパーツが特定の型式及び年式の自動車用であることを説明する目的又は当該スペアパーツをそうした自動車と関連付ける目的のみ商品のラベルに商標を利用するという条件がある場合を含め、商品の包装に他者の商標を付すことは、その目的にかかわらず、行政上の違反となる一連の要素を構成する。

ウラジオストク税関（以下、「税関」）は、Shate-M Plus LLC（以下、「同社」）の行政違反法第 14.10 条第 1 項に基づく行政上の責任を問うために沿海地方商事裁判所に提訴した。Opel Automobile GmbH（以下、「Opel」又は「権利者」）も、当事者ではない訴訟参加人として訴訟手続に参加した。

同社が自動車用スペアパーツ、すなわち Opel が権利を保有する国際登録第 594332 号に基づく商標と同一の「OPEL」という標章が付された 30 個のブレーキローターを国内消費目的でロシアに実際に輸入したことが同社を裁判所に提訴した理由であった。税関は、国内消費目的係争商品を解放するための税関手続の下に置いた後、その税関保管を解いた。

その後、税関は、同社の行為に行政違反法第 14.10 条第 1 項に規定される行政上の違反を示す痕跡があると考え、同社に対する行政違反訴訟を提起した。

調査の結果、国際登録第 594332 号の商標と混同を生ずるほど類似する「OPEL」という文字商標が刻印の形で係争商品の包装に付されていたことが判明した。調査した商品

(ブレーキローター)は、当該商標が登録されている商品と類似している。

行政捜査の完了後、税関職員が同社に対する行政違反報告書を作成した。

第一審裁判所及び控訴裁判所は請求を認容し、同社の行政上の責任を認め、これに5万ルーブルの罰金を科した。

同社は、判決を不服とし、特に以下の理由により、上訴した判決を覆し、訴訟手続を終了させるよう求める破毀審請求を知的財産裁判所に提出した。

- 商品を識別する目的ではなく、パーツを特定の製品と関連付ける目的で商標を製品ラベルに付しており、その事実が、そのような使用の適法性を証明するものであること、
- 行政機関が、税関申告に基づき係争中の製品を解放しており、その事実も、知的活動の成果に係る権利の侵害がないという事実を証明していること、
- 商品の包装のラベルに記載されている標章が、侵害されたとする商標と混同を生ずるほど類似していないこと、さらに、係争中の標章が商品の包装上、支配的な位置を占めておらず、消費者の注意を引いてもいないこと、
- Opel は 2020 年 10 月 1 日、係争中の税関申告に基づきロシアに輸入された商品に関して商標を使用することを同社に許諾する旨、及び、過去に税関に送付したそのような商品の模倣的性質に関する書簡は取り消されたこととみなされるべきである旨を示した書簡を同社に出した。

知的財産裁判所は、以下の点を考慮し、破毀審請求を認容すべき理由を認めなかった。

ラベルに係争中の標章を付した商品をロシア連邦で販売する目的で同社がロシア連邦に輸入したと両裁判所は認定し、同社はその点に関し争っていない。

同社が違反に問われている犯罪行為は、前記商標と混同を生ずるほど類似する標章を類似の商品を識別する目的で権利者の許可なくロシア連邦に輸入される商品(包装)に用いた行為である。

両裁判所が認めたように、係争商品をロシア連邦に輸入した当時、同社はその許可を権利者から得ていなかった。

同社は権利者の代理人からそのような許可を事後に得たと主張するものの、これは、税関が行政上の違反となる一連の要素を認めた行為のあった時点で、係争中の標章を商標として付した商品を輸入する法的根拠を同社が備えていなかったという両裁判所の結論への反証とはならない。

原産国では係争中の商標を適法に商品のラベルに付すことができたという同社の主張に関しては、知的財産裁判所は、鑑定人の意見、とりわけ、係争中の標章と混同を生ずるほどの類似性及び類似商品の識別を目的とした標章の使用に関する鑑定人の結論に基づいて、両裁判所が係争中の標章の類似性に関する結論を出した点に着目する。

また、知的財産裁判所は、係争中の標章を記述的な目的でラベルに使用したという同社の主張を根拠のないものと認定する。

民法第 1515 条第 1 項から、商標又は混同を生ずるほど類似する標章が商品のラベルあるいは包装に違法に付されたものは模倣品とみなされるものの、商品にそのような標章を付す具体的な目的に関する留保は同法に存在しない。

さらに、「OPEL」の標章が付されているのは係争商品の包装である一方、商品の仕様に関する消費者向け情報、つまりその商品が使用可能な型式及び年式のリストは、技術的情報又は製品マニュアルに含めることが普通である。事案のファイルに含まれる係争商品の包装を写した写真資料は、係争中の標章は包装に付されているものの、商品が当該型式

の車に使用可能である旨の説明又は指示は添えられていないことを証明している。

商品の包装に、係争中の標章だけでなく適法な理由で使用する商標も付してあったという同社の主張は、行政機関及び両裁判所により考慮されず、また本件の審理の枠内において法的意味を持たないため、当破毀審裁判所もこれを退ける。

以上に鑑み、知的財産裁判所は、沿海地方商事裁判所決定と第 5 商事控訴裁判所決議を支持し、破毀審請求を却下した。

4 月

ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書がロシアで発効

当該議定書は、ロシアに関し 2021 年 4 月 11 日、カザフスタンに関し 2021 年 4 月 12 日に発効した。

ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書の適用規則の採択

ユーラシア特許庁管理評議会は、特許規則の補遺（第 2 部、意匠を含む）及び手数料規則の補遺（意匠の出願及び特許に関する手数料の設定）を 4 月 12 日に承認し、施行した。意匠出願の受理が 2021 年 6 月 1 日に開始された。

ユーラシア経済連合（EAEU）商標条約が発効

ユーラシア経済連合の商標、サービスマーク、商品の原産地名称に関する 2020 年 2 月 3 日付の条約が世界知的財産の日である 8 月 26 日に発効した。

条約は、EAEU の商標、サービスマーク、及び原産地名称に関する広域的制度を形成する基礎となる根本文書である。

条約は、特に次のように規定する。

- 「EAEU 商標」及び「商品の EAEU 原産地名称」という概念の導入

- EAEU 商標又は商品の EAEU 原産地名称の登録出願 1 件を連合加盟国のいずれかの特許庁に提出することで、その後、全ての EAEU 加盟国で法的保護を同時に取得できる。

- ワンストップ主義により、出願人は一つの窓口、すなわち Rospatent とのみやり取りをすればよい。

- EAEU 商標・EAEU 原産地名称統一登録簿の維持管理に関しては EAEU の公式ウェブサイトに掲載される。

しかしながら、これまでところ（2021 年 10 月現在）、全ての規制文書が採択されているように見えるにもかかわらず、商標出願を行うことはできていない。

特許所有者による同意なき発明の使用に関する規則の改正

2021 年 4 月 30 日付の連邦法 107-FZ 号（2021 年 5 月 11 日施行）により、国家安全保障上の利益のための発明、実用新案、又は意匠の使用に関する民法第 1360 条の新たな文言が採択された。

この新たな文言によれば、政府は、「国防及び国家安全保障並びに**住民の生命及び健康の保護**に関連する極度な緊急時に」特許発明、実用新案、又は意匠の使用を決定することができる。民法第 1360 条の以前の文言では、政府は「国防及び国家安全保障の利益のために」当該使用を決定できるとなっていた。

立法府は、民法第 1360 条の新たな文言により、住民の生命と健康に必要な特許医薬品又は医療機器の欠乏又は不足を必要に応じて迅速に補うことが可能になったとする。

政府の決定に伴い、該当する通知を特許所有者に可及的速やかに送付し、かつ、比例的な補償を支払うべきである。政府は、この補償

額を決定する方法とこれを支払う手続を確立すべきである。

[事件番号第 34-5796/2016 に関する 2021 年 4 月 13 日付のロシア連邦最高裁判所の経済紛争に関する司法委員会決定第 309-ES17-15659 号](#)

模倣品を販売する行為それ自体は、権利者の逸失利益を侵害者から回復する根拠とはならない。権利者は、通常の事業過程で当該額の利益を自己が得ていたであろうことを証明しなければならない。

Kvant は、ロシア連邦特許第 55066 号に基づく実用新案「スロットバルブ」に対する原告の排他権が侵害されたことによる利益の逸失という形での損害に対し、353 万 1,360 ルーブルの回復を Sensor Enterprise から求める請求をクルガン地域商事裁判所に提出した。

第一審裁判所の決定により、請求が却下されたが、知的財産裁判所の決議により支持された第 18 商事控訴裁判所の決議で、この決定が覆され、請求が全面的に認容された。

最高裁判所の経済紛争に関する司法委員会は、2018 年 1 月 23 日付の決定により、本件の判決を覆し、第一審裁判所に本件を差し戻し、審理のやり直しを求めた。

新たな審理において、第一審裁判所及び控訴裁判所は請求を却下した。知的財産裁判所は、両下級裁判所の決定を覆し、第一審裁判所に本件を差し戻し、審理のやり直しを求めた。

Sensor Enterprise は、知的財産裁判所がこの事件に関して下した決議を不服とし、最高裁判所に破毀審請求を行った。

最高裁判所の経済紛争に関する司法委員会は、知的財産裁判所の決議を以下の理由により覆すべきであると結論付けた。

契約に基づき販売された製品は Kvant に排他権が帰属する実用新案を用いて製造され

たため、原告は、その販売から得られた被告の収入が、逸失利益という形での損害であるとみなす。

第一審裁判所及び控訴裁判所は、請求を却下する際に、請求額の逸失利益という形で損害を Sensor Enterprise から回復するために必要な一連の条件を原告が証明していないことを前提にして訴訟手続を進めた。

知的財産裁判所は両裁判所の結論を支持せず、下された判決を覆し、第一審裁判所に事件を差し戻して審理のやり直しを求めた。両裁判所は、排他権が侵害された場合、その所有者が損害を被ったと認められるのは、落札者として商品の最終購入者との間で契約が結ばれていた場合に限り結論付けた。知的財産裁判所は、このアプローチが、知財の対象物に係る本質的に絶対的な排他的権利の範囲又はこの権利を保護するための機能と方法、及び違法行為により引き起こされた損害の完全な回復の原則に合致していないと考える。

知的財産裁判所は、被告が権利者の権利を実際に侵害していることが判明しているような状況で権利者の請求を却下することは、司法による権利者の保護に対する根拠のない制限であることを証明していると指摘した。

知的財産裁判所は、Sensor Enterprise が上記の契約に基づく商品の販売から利益を得たと推定し、また、実際の損害を特に Kvant の排他権に対する侵害に結び付け、模倣品の販売が当然、権利者の収入の減少を伴い、したがって、被告による排他権の侵害の結果としての権利者の逸失利益は証明を必要としない通常の結果であると述べた。

最高裁判所は、民法第 15 条及び回復に関する全体会議決議第 25 号の第 12 条の規定が普遍的に適用され、どのような権利及び正当な利益が侵害されているかに左右されない点を知的財産裁判所が考慮していなかったと指摘した。

このため、原告が、本件において、自己の排他権が侵害されたことによる逸失利益の回復請求を行い、その逸失利益の額を、入札手続の結果に続いて被告が前記契約を締結したことに結び付けるには、次のことを証明しなければならない。

- 自己が収入を得るために必要な措置を講じ、その目的に必要な準備を行っていたこと。
- 被告とのこれらの契約の締結が、原告が期待する収入を得られなかったことの証拠となる唯一の障害であったこと。

また、原告が被告の行為と請求額の逸失利益という形での原告の損害との因果関係を証明できなかつたと、第一審裁判所及び控訴裁判所は合法的に結論付けた。

原告は、その逸失利益を、商品購入の入札手続の結果に続いて被告と締結した契約に基づき被告が得た収入と関連付けている。しかしながら、被告による入札後、原告であるKvantが応札した商品の費用の額はもはや最低額ではなく、また、Kvantが契約締結に先立つ入札手続に参加していない事実により、契約の締結前に行われた入札においてKvantとの間に契約が結ばれていたはずがない以上、いずれにせよ、Kvantが請求額の収入を得ていたはずはない。

最高裁判所は、被告が模倣品を販売した事実があっても、それを理由に、逸失利益という形で損害を侵害者から回復するために必要な一連の条件を具備していることを証明する権利者の義務は免除されないことを知的財産裁判所が考慮していなかった点に注目した。

請求対象と請求理由を考慮すると、原告が通常の業としてその指定する額の利益を得ていたはずだという証拠を提出していないと両審の裁判所が判断した以上、原告が製品の製造コストを負担するという事実それ自体は法的な意味を持たない。

最高裁判所は、上記に基づき、知的財産裁判所の決議を覆し、逸失利益という形での損害の回復を退けた第一審裁判所及び控訴裁判所の決定を支持した。

[出願第 2019702140 号に係る図形商標コルゲート \(Colgate\) の登録を拒絶した 2021 年 4 月 16 日付の Rospatent の決定](#)

Rospatent は、Colgate-Palmolive Company (米国) が、商標の国家登録への拒絶決定に対して行った審判請求を審理した。



拒絶理由は、以下の理由により、本願標章を民法第 1483 条第 1 項の規定に基づき商標として登録できないというものであった。

- 本願標章には識別性がなく、その標章が単なる青と赤の幾何学的形状を表しているに過ぎないこと、
- そのような色の組合せが、出願人の事業分野の様々な者により利用されていること、
- 提出された資料が、本願標章の獲得した識別性を裏付けるものではないこと。

Colgate-Palmolive Company の訴えにおける主張は、以下の論点で構成されていた。

- 本件の色の標章は、赤と青の色の単なる組み合わせだけでなく、元々は二つの幾何学的形状を組み合わせたものである。すなわち、左側に半円形のくり抜き、右側に青い半円形を組み合わせた赤い長方形である。
- 本願標章は、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン共和国、ウズベキスタン共和国、タジキスタン共和国で商標として登録されていること。
- 本件の色の組合せと幾何学的形状の組合せは、出願人により広告 (看板、陳列台、印刷物、店頭など) に表示されているものを含む歯磨き粉及びうがい薬の包装に利用され

ており、したがって消費者にとって周知であること。

– 赤色・青色の組合せと、半円形のくり抜き・青い半円形・赤い長方形の組合せは、出願人によりその商標の一環として長期にわたり様々な組み合わせで使われており、これらの組合せがロシア連邦で登録されている商標の保護される要素であること。

– 本願標章は、出願第 2019702140 号の出願日より前に使用されていた結果、識別性を獲得していたこと。

Rospatent は、次の点を述べ、審判請求人の主張を否認した。

商標としての登録が請求されている本願標章は、長方形を斜線で二つの色の部分に分けたものである。



本願標章は、赤色と青色を組合せた単純な長方形の画像であり、識別性がない。それと同時に、長方形を二つの部分に分割しても、消費者がそのメーカーの商品を識別できるような独自かつ記憶に残る標章とはならない。審理した標章は、包装又は容器の背景として認識され、原則として、それを認識する際に消費者の特別な注意を引くものではない。

このため、本願標章には、消費者がそれを記憶する上で必要かつ十分な特徴が存在しない。

Colgate-Palmolive Company は、本願標章により実際に獲得された識別性を裏付ける文書を提出した。しかしながら、Rospatent の見解では、提出された文書によりこれらの主張を確認することはできなかった。

例えば、出願人に関する情報を含み、製品の画像を示すインターネットからのプリントアウトは、出願日（2019年1月23日）より後の日付（2020年3月17日）のものであり、様々な色の組合せの様々な標章を付し、識別

性のある追加的な文字要素、すなわち、Colgate、Colgate Total、Colgate Ancient Secrets、Colgate Dr. Rabbit 等を加えた出願人の商品に関する情報を含んでいる。

5月

被告が発明に係る排他権の違法な使用から利益その他の所得を得たことが証明されていないため、当該権利が侵害されたとは認められない。（事件番号第 70-17552/2019 に関する 2021 年 5 月 24 日付の最高裁判所決定第 304-ES21-7802 号）

個人事業主 P. A. Klopov は、発明「道路の交差点のマルチチャネル・ビデオ・モニタリングの方法」に関する特許第 2442217 号（優先日：2011 年 1 月 17 日）の発明者であり権利者である。

事業主は、市の公的機関「TyumenGorTrans」（以下、「公的機関」という）に対し、まず公的機関が自己の発明を長期にわたって使用したことを通告し、その点について抗議した上で、権利者の代理人に連絡し、発明の使用権を付与する契約を結ぶよう被告である公的機関に求めた。

公的機関は、抗議に応え、自らが発明「物体のビデオ・モニタリングの方法」（優先日：2018 年 5 月 30 日）に関する特許第 2690134 号の権利者であると述べた。

三つの審級の裁判所が、補償の回復及び発明の使用禁止を被告に求める原告の請求を却下した。裁判所は、特許第 2690134 号「物体のビデオ・モニタリングの方法」により確認できる被告の発明が、原告の発明第 2442217 号に従属し、原告の同意なく利用されていることを認めた。しかしながら、裁判所は、そのような使用が適法であることを理由に、それが被告から補償を回復する理由になるとは認めなかった。

民法第 1358.1 条第 1 項は、特許により保護されておりかつ先行優先権を有する他の発明、実用新案及び意匠を使用することなしには、製品又は方法におけるその使用が不可能である発明、実用新案及び意匠は、従属発明、従属実用新案及び従属意匠とみなされると規定する。

製品又は方法に関する発明又は実用新案も、当該発明又は当該実用新案のクレームと先行優先権を有する他の特許発明又は他の実用新案のクレームとが製品又は方法の目的においてのみ異なる場合は、従属しているものとみなされる。

民法第 1358.1 条第 2 項によれば、発明、実用新案又は意匠を、これらが従属する他の発明、他の実用新案又は他の意匠の特許所有者の許可なく使用してはならない。

それと同時に、民法第 1359 条に基づくと、利益又は収入を得ることを目的としない場合における、私的、家族内、家庭内又はその他の非営利活動のための発明、実用新案又は意匠の使用は、排他権の侵害には当たらない。

各裁判所は、上記の発明に係る排他権を原告が所有すること及び公的機関によって原告の同意を得ずに特許が実際に使用されたことを認定しており、この点に関し当事者間に争いはない。

各裁判所は、原告及び公的機関により提出された証拠並びに事件に関係した他の者による説明に基づき、Tyumen 市すなわち被告は原告の発明の使用を伴う機器 (ATCS) の設置及び使用から金銭を受け取っていないと結論付けた。

このように、本件において、被告は係争中の発明の使用から利益その他の収入を受け取っていない。そのため、各裁判所は、発明に対する原告の排他権の侵害はないと結論付け、結果として、補償の回復を退けた。

最高裁判所は事件の再審理を拒絶し、下級裁判所の決定を支持した。

EAEU 商標条約に関する規則及び手数料の承認

ユーラシア経済委員会の評議会は、ユーラシア経済連合の商標、サービスマーク、商品の原産地名称に関する 2020 年 2 月 3 日付の条約に関する規則を 5 月 18 日に承認した。規則には、当該条約の履行に必要な規則と標準形式の文書が含まれている。規則は特に、紙の形式又は電子文書として出願提出できると規定する。

EAEU 商標及び EAEU 原産地名称の登録、法的保護、使用に関連する法的手続のリストも承認され、手続について徴収される手数料の額も承認された。手数料の額はスイスフラン建てである。

6 月

ユーラシア意匠出願の開始

ユーラシア特許庁 (EAPO) は、2021 年 6 月 1 日にユーラシア意匠出願の受付を開始した。ユーラシア意匠保護制度の運用は、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書に基づき開始された。出願人は、議定書が施行されたアルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタン、ロシアの各国家の領土内で同時に保護を受けることができるようになった。

ユーラシア特許庁に加盟する残り 3 か国、すなわちベラルーシ、タジキスタン、トルクメニスタンは、まだ批准手続を終えていない。議定書の第 22 条によれば、ユーラシア意匠特許は、出願日に議定書が施行されていたユーラシア特許庁加盟国で法的効力を有する。

特許所有者による同意なく医薬品を輸出するための発明使用が許された

2021年6月11日の連邦法第212-FZ号（施行日：2021年6月22日）により、医薬品を輸出目的で製造するための発明の使用に関する第1360.1条が民法第4法典に追加された。同規定の目的は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の採択に関する2017年7月26日付の連邦法第184-FZ号の規範を実施することにある。

新規定は、必要とされている国に医薬品を輸出する目的で医薬品をロシア国内において製造するために、特許所有者による同意なく発明を使用することに関し決定する権利を政府に与えるものである。そのような決定は、国際条約（特にTRIPS協定第31条の2）の条件に従って行い、医薬品の生産量に関する情報をこれに含めるべきである。政府の決定に従って製造された医薬品の包装には、特別な標章を付す必要がある。

立法府によれば、民法の新規定により、ロシアは、疫病や他の緊急事態に対処するために医薬品を手頃な価格で海外の国々に届ける目的で、そのような規定により想定される仕組みに基づき、医薬品の生産体制をロシア領内で整えることが可能になる。

政府の決定に伴い、該当する通知を特許所有者に可及的速やかに送付し、かつ、比例的な補償を支払うべきである。政府は、その場合の補償額を決定する方法とこれを支払うための手続、そして同様に特許所有者に通告する手続、決定を下す理由及び手続、並びにその有効期間を決定する手続を確立すべきである。

政府による民法のマラケシュ条約への適合

ロシア下院は、民法第1274条の改正に関して政府が作成した法案（第1193643-7号）を6月16日に受け取った。法案は、ロシア連邦が2018年に加盟した盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（以下、「マラケシュ条

約」）の規定にロシア法を適合させるために起草された。

民法第1274条は、盲人、視覚障害者向けの特別の方式（点字形式又はその他特別の方法）での複製物の作成並びにかかる複製物の非営利の複製及び頒布により適法に公表された著作物を権利者の同意なく、かつ権利者への対価の支払なしに使用できることを既に規定している。

また、法案は、そのような著作物の複製物を輸入できることを規定し、この規制の受益者の範囲も拡大している。すなわち、これにより、マラケシュ条約で定義される盲人、視覚障害者以外の印刷物の判読に障害のある者も、そのような複製物を利用する権利を得る。

また、法案により、特別の方式により創作された著作物の複製を外国の所管官庁と国際的に交換する図書館、そして政府により指定された障害者の権利と利益を保護する組織の権利について第1274条に追加される。

政府による特許手数料に関する規則の改正

発明、実用新案、意匠の特許取得時及び商標、地理的表示、原産地名称の登録時に徴収される手数料に関する規則の一部を改正する政令第922号が2021年6月17日に採択された。

そもそも、Rospatentにより発行される特許及び証明書の主要な書式を電子書式と定めた昨年採択された法律（2020年7月20日付法律第217-FZ号）により、改正が必要とされた。出願人による別途請求に応じて紙の文書も発行される。したがって、手数料に関する規則では、紙の特許又は証明書の発行に対して2,000ルーブルの手数料を徴収すると規定している。これらの改正は2021年6月21日に施行された。

また、政令では、2020年7月31日付法律第262-FZ号の規定が8月1日に施行された結果、その規定に基づき、出願人が予備的な情

報調査に関する報告書及び請求項に係る発明又は実用新案の特許可能性の評価に関する意見書の作成を Rospatent により認定された組織に申請できるようになった点も考慮している。政令では、その報告書及び意見書を Rospatent に提出すれば、出願の実体審査の手数料を半減（50%減）すると定める。この改正は 2021 年 8 月 1 日から施行される。

さらに、この政令により、発明出願の実体審査手数料が変更された。改正前は、実体審査請求の提出時期（出願時か、それ以降か）で手数料の額が左右されたのに対し、この変更の結果、審査手数料の額は、審査請求の提出時期にかかわらず一律 1 万 2,500 ルーブルに、1 を超える独立請求項ごとに 1,200 ルーブルを加えた額に設定された。この改正も、2021 年 8 月 1 日から施行される。

7 月

予備特許調査及び予備特許審査を実施する組織の認定に関する規則を政府が承認

政府は、連邦知的所有権行政局（Rospatent）による請求項に係る発明又は実用新案に関する予備情報調査及びその特許可能性の予備評価を実施できる組織としてのロシアの学術教育機関の認定、並びに連邦行政機関及び国営原子力企業（Rosatom）による公共サービスの提供に必要不可欠な公共サービスの提供に参加している組織により提供されるサービスのリストの改正に関する規則（2021 年 7 月 15 日付政令第 1202 号）を承認した。

8 月

認定された組織により実施された発明及び実用新案の出願に関する予備情報調査及び予備審査の結果の Rospatent による利用

民法第 4 法典の改正に関する 2020 年 7 月 31 日付の連邦法第 262-FZ 号が 2021 年 8 月 1 日に施行された。

同法により特許性の予備情報調査及び予備評価の導入された。この手続は、発明及び実用新案の出願に係るものであって、Rospatent により認定されるロシアの専門科学教育機関が関与するものである。

出願人は、予備情報調査サービスを自己の裁量で利用できる。それと同時に、そのような調査の結果を得た後、出願書類を変更する追加的な機会を得る。Rospatent は、出願の実体審査を行う際に、予備調査及び特許性に関する予備評価の結果を考慮に入れる。

さらに、民法第 1378 条の改正に伴い、8 月 1 日から実体審査請求を行う際に発明出願を変更できるようになった。

また、民法第 1386 条の改正により、8 月 1 日から、発明出願に関し、実体審査を行うことなく情報調査請求を行うことができなくなった。

ロシア産業家企業家連盟 (RSPP) による知財保護のための法案パッケージの作成

RSPP の知的財産及び創造産業委員会は、知財保護に関連する次の三つの文書を法案形式で作成した。すなわち、インターネット上の知的財産権をめぐる紛争に関する知的財産裁判所の管轄権に関する法案、特許紛争評議会における既存の行政手続に代わりうる裁判手続に関する法案、及び裁判所を通じて商標を周知商標として認識するための新たな仕組みに関する法案である。これは、委員会の会合最終日である 8 月 18 日に Andrey Krichevsky 委員長により発表された。

ユーラシア特許庁長官の選出

2021 年 8 月 9 日、モスクワにあるユーラシア特許庁（EAPO）の本部で行われたユーラシア特許庁管理評議会の第 38 回（第 11 回臨時）会合にロシア連邦の代表団が参加した。

この会合は、ユーラシア特許庁長官の選挙に的を絞ったものだった。投票により次の各候補者の中から長官を選出した。

- Saule Yanvarbekovna Tlevlesova (カザフスタン共和国)
- Dinara Avtandilovna Moldosheva (キルギス共和国)
- Grigory Petrovich Ivliev (ロシア連邦)

投票の結果を受け、ロシア連邦の候補者である Grigory Petrovich Ivliev がユーラシア特許庁長官に選出された。

現在のユーラシア特許庁長官の任期は 2022 年 2 月 10 日に満了する。

知的財産裁判所が、商標「Mi」の侵害に対する Motor Sich による 4,200 万ルーブルの支払に関する決定を支持

知的財産裁判所が、M. L. Mil 及び N. I. Kamov National Helicopter Center (NHC) (ロシア) と Motor Sich JSC (ウクライナ) 及び Borisfen JSC (ロシア) との訴訟に関する決議を 2021 年 8 月 10 日に下した。

知的財産裁判所は、Motor Sich がそのウェブサイトにおけるヘリコプター及びその関連サービスの宣伝に NHC が所有する商標「Mi」を使用することを禁止し、4,200 万ルーブルの補償の支払を命じた最初の 2 審級の裁判所による決定を支持した。

知的財産裁判所は、航空機器の改造が新製品の製作であり、したがってこれに真正の製品の商標を使用した場合には商標権の消滅ルールの対象外であると認定した。Motor Sich は別の改造機も製作していたものの、そのような改造機を製造するために先に商品化していた Mi-8 ヘリコプターが必要であるとは認めていない。Mi-8 ヘリコプターの改造機の新機体を権利者の同意なく販売する旨の申し出は、商標「Mi」に係る権利をいかなる意味でも侵害するものである。「改造機とは

何か」という問題に関し、知的財産裁判所は、原則として、それが単なる事実問題であり、第 9 商事控訴裁判所により確定されていると述べることもできたはずである。この点に関し、裁判所は、Motor Sich により提供された証拠をもとにその判決で詳細に説明している。しかし、Motor Sich は、立証された事実に関する結論を形成する際に裁判所が手続法及び実体法の規範に反していたことを理由とせず、事実の解釈及び言葉の意味を理由にして破毀審請求を行った。その結果、知的財産裁判所は、自明の前提として航空機器の改造は新製品の製作であるとした。

補償額。

確かにかなり高額であるものの、あくまでも侵害に比例した額である。侵害者の行為が、歴史上最も普及している双発ヘリコプターに付されている商標「Mi」に寄生する意図を明確に示す以上、両裁判所は、そうした犯罪性の在り方を考慮に入れた。さらに、被告は、その額が比例していないこと又は代替計算方法に関する証拠を提出していない。

被告は、訴状において選択された方法とは異なる補償方法の選択(訴状における額に対し、請求では使用権の額が倍となっている点)について特に争った。しかしながら、裁判所は、被告が訴状に同意せず、請求に異議を唱えた以上、それが訴訟手続の順守に影響を及ぼすことはないと判断した。この見解は、民事及び商事訴訟手続における公判前の和解をめぐる一定の問題に関する 2021 年 6 月 22 日付の最高裁判所全体会議決議第 18 号第 28 条に完全に適合している。

2021 年 8 月 25 日付命令第 2360-r 号により、以下の多数の法案の作成が政府の知的財産ロードマップに組み込まれた。

特に、2021 年の法案

- 商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定へのロシアの加盟に関する法案

- 個人事業主の地位を備えない人の名称での商標登録を可能にすることを視野に入れた民法の改正に関する法案

2022年

- 地理的な場所の名称を含む商標登録の制限を導入するための民法の改正に関する法案

- Rospatent に登録されたコンピュータプログラム及びデータベースへの質権設定に必要とされる国家登録手続を確立するための民法の改正に関する法案

- 知的財産権の共同所有を可能にすること及び知的財産権に有する利益を処分するための仕組みを形成することを視野に入れた民法の改正に関する法案

2023年

- ロシア連邦において国内段階に入った国際出願に開示された対象物の特許可能性に関して、国内段階に入った直後に第三者が意見を提出できるようにするための民法の改正に関する法案

- 意匠出願の審査段階における付与前公開異議申立を導入するための民法の改正に関する法案

9月

東方経済フォーラム (EEF) における人材育成の推進力としての知的財産についての議論

Rospatent は、2021年9月4日、東方経済フォーラムにおいて、VOIR（ロシア全国発明者イノベーター協会）とともに、若者を対象とする「知的財産が個人、法人、地域、及び国家を発展させる推進力になる」と題した会合を行った。

この会合では、企業や地域の発展を図り、そして同様に若者が創造的に自己実現を図る

ための仕組みとしての知財の役割に的を絞った議論が行われた。参加者は、個人の創造的な自己実現を刺激し、企業の質の高い発展を確保し、雇用を創出し、投資を誘致するなど、無形資産をあらゆるレベルにおいて発展の推進力にする方法に関して協議した。

世界知的所有権機関（WIPO）の **Daren Tang** 事務局長と Rospatent の **Grigory Ivliev** 局長もこの会合に出席した。

Daren Tang 氏は、地理的表示の導入、ユーラシア意匠の登録制度の創設に関する国際条約の批准、並びに EAEU の商標及び原産地名など、知財の様々な対象物に係る願書の提出、そして同様に **知的財産エコシステムを国内及び広域レベルにおいて発展させるために講じられている措置にアジア太平洋地域が主導的役割を果たしている点を指摘した。**

この会合の開催中、現代の経済状況における知財の開発に的を絞った議論が行われた。また、参加者は、知的財産リテラシー、若者間における発明活動の普及、中小企業のための著作権と工業所有権、刺激策、及び知的財産の商業化成功例についても議論した。

「Rospatent は、知財に関する知識を広め、熟練人材を育成するために奮闘している。特に若い人々がカギになることは間違いない。若者の発明活動を拡大し、発明の地位を引き上げることが重要である。ロシアではこの数年、特許活動の停滞傾向が見られる。しかし、みなさんのように若く、才能を備え、大胆なアイデアに溢れる発明者がいれば、ロシアは様々な課題に対応できる」と **Grigory Ivliev** 局長は報告書で述べている。

商標の登録出願件数が2021年の最初の8か月間で13%の増加

Rospatent によれば、商標の登録出願件数が昨年15%増えた。

商標の登録出願件数は 2021 年の最初の 8 か月間で 13% 増えた。Rospatent の **Grigory Ivliev** 局長は、東方経済フォーラム (EEF) でそう発表した。

「商標の現状を見てください。パンデミック、電子製品の売上、宅配。知財制度はどうなったのでしょうか。当初は、人々は相互に遮断され、他の通信手段に切り替え、そして知的財産はどこかに消えてしまうかと思われました。しかし、実際にはそうなりませんでした。今年に入ってからの 8 か月間で、商標の登録出願件数が 13% 増えたのです。パンデミックの年であった昨年には、商標の登録出願件数は 15% 増えました。」局長は、「知的財産が個人、法人、地域、及び国家を発展させる推進力になる」と題した会合で以上のように語った。

ロシアと中国、知財分野における二国間協力問題に関して協議

知的財産権保護をめぐる協力に関するロシアと中国の作業部会の第 12 回会合が **2021 年 9 月 6 日から 7 日まで**ビデオ会議により行われた。

ロシア側代表団には、ロシア経済開発省、ロシア外務省、ロシア文化省、ロシア農業省、ロシア連邦税関庁、駐中華人民共和国ロシア通商代表部の各代表が含まれていた。また、知的財産裁判所と経済界の代表も会合に出席した。

共同議長は、コロナウイルスのパンデミックによる経済全体への悪影響にもかかわらず、両国間の貿易・経済関係は着実に拡大し続け、貿易額が増えており、それが高度な二国間協力を示していると述べた。両国は、貿易及び投資の円滑化の不可欠な側面として知財を最重要視している。また、両国間の円滑な対話は、WIPO や BRICS を含む国際的なプラットフォームにおける両国の地位強化にも寄与している。

会合中、両国は、知財分野の国内法並びに税関及び司法当局の活動をめぐる最近の変化に関する情報を共有した。両国は、上記の事項をめぐって引き続き対話することで合意した。

別の問題として、ロシアと中国の企業が両国内において知的財産権の保護及び防衛を確保する際に直面する問題に絞った議論も行われた。両国は、発明及び商標に係る権利の特定の侵害、及び企業の権利を保護する方法に関して協議し、さらなるモニタリングと解決のため、既存の問題を取りまとめることで合意した。

両国は、ロシア企業及び中国企業の商標の保護及び防衛に関する手引の作成、そして同様に地理的表示と原産地名称の法的保護に関する政府間協定の策定に引き続き取り組むことで合意した。

作業部会による作業結果は、2021 年 9 月 28 日に設定された露中貿易経済協力小委員会の第 24 回会合の最終文書に反映されている。

Rospatent へのコンピュータプログラムの登録出願件数が 3 分の 1 以上の増加

Rospatent の広報室は 9 月 10 日、2021 年の最初の 8 か月間にロシア連邦の居住者が行ったコンピュータプログラムの登録出願件数が前年同期比で 36.8% 増えたと報じ、RAPSI (ロシア法務情報局) に連絡した。

Rospatent の Yury Zubov 次長によれば、コンピュータプログラムのオンライン登録制度が国内の IT 企業にとって良いインセンティブになったという。同制度の (2020 年 9 月 14 日の) 開始以降、1,200 件のコンピュータプログラムの登録出願が行われた。コンピュータプログラムの登録出願の平均審査期間は 0.33 か月であり、2020 年より 0.18 か月短縮された。

商標登録にかかる平均期間も大幅に短縮された。2021 年の 8 か月間で、登録に要する

平均期間が 2020 年同期比で 28%短縮され、3.8 か月になった。さらに、全ての出願人を対象とする商標登録促進サービスが利用できる、その場合には 1~2 か月以内に法的保護が付与される。

商標の登録出願件数は数年連続で増えている。ロシア連邦の居住者からの商標登録出願件数は昨年、2019 年比で 12.2%増えた。2021 年の 8 か月間でも、既に 2020 年同期比で 18.4%も増えている。

Rospatent の Yu. S. Zubov 次長が欧州連合知的財産庁の Andrea Di Carlo 専務理事と会談

2021 年 9 月 14 日、Rospatent と欧州連合知的財産庁とのハイレベル会合がビデオ会議により行われた。Rospatent を代表して Yury Zubov 次長、欧州連合知的財産庁を代表して Andrea Di Carlo 専務理事が会合に出席した。

両庁は、各庁の最新の業績と変化、商標及び意匠登録のための出願及び審理に関する統計、並びに各庁の現在のデジタル・プロジェクト及び政策に関する情報を共有した。

双方の代表は、庁間協力のための 2 か年作業計画の更新版を共同で策定し、ブロックチェーン・プロジェクトを提示することで合意した。両庁は、二国間の取り組みの主な方向性として、人工知能、ブロックチェーン、3D、ビッグデータなどの技術を各庁の業務に導入するなど、デジタル・トランスフォーメーションをこれまで以上に重視する。

両庁は、WIPO、特に WIPO 標準に関する委員会の 3D 及びブロックチェーン・タスクフォース内での協力を強化することで合意した。

Rospatent の専門家とロシア連邦の特許弁護士との会合

Rospatent は 9 月 14 日、Rospatent の専門家とロシア連邦の特許弁護士とのビデオ会合を主催した。会合では、発明のグループ化に関するロシアのルール(発明の単一性要件)を、

発明のグループ化に関する PCT 文書で定めるルールに置き換えることが適切であるかどうかに的を絞った議論が行われた。

発明の単一性に関するロシアの要件と PCT 法に基づく発明の単一性要件との比較分析結果が提示され、発明のグループ化に関するロシアのルール(発明の単一性要件)を、発明のグループ化に関する PCT 文書で定めるルールに置き換えることが適切であるかどうかに関し Rospatent が実施した調査の結果が発表された。

CIS 諸国が知財分野への取り組みによる成果を取りまとめ

工業所有権保護に関する CIS 国家間評議会(ICPIP)の第 11 回ハイブリッド会合が 2021 年 9 月 14 日に行われた。キシナウにおいてロシア代表団を率いたのは Rospatent の Grigory Ivliev 局長であった。

会合の議長を務めたのは、モルドバ共和国の国家知的財産庁(AGEPI)の Evgeny Rusu 長官だった。ICPIP 加盟国は、知的財産権の保護及び防衛状況に関する最新情報を共有し、知財分野における CIS 基礎教育機関である RSAIP(ロシア国立知的財産アカデミー)の活動その他の事項に関する情報の提供を受けた。

FIAC の会合において、発明特許により保護される薬理学的有効成分登録簿の作成に関して協議

9 月 16 日、外国投資諮問評議会(FIAC)の医療及び製薬業界の発展に関する執行委員会の会合において、発明特許により保護される薬理学的有効成分の登録簿の維持管理とその運用開始に関する法令について審議された。

経済開発省が登録簿の作成に関する法案を起草した。

法案によれば、登録簿は、発明に対する特許が特定の有効成分を保護するものであるこ

とを国家レベルで証明し、そのような発明に対する特許権の所有者を表示する。各新薬（物質）について WHO が指定する国際的独占的名称 (INN) に基づいて記録を作成し、維持する。

保健省、産業貿易省、連邦反独占庁、及び Rospatent が登録簿の作成を支持した。登録簿は Rospatent により管理される。

登録簿により、全ての利害関係者が、有効成分に対する既存の特許権に関する情報を迅速に入手できる。

「登録簿は、国家から直接提供される信頼性のある情報の情報源として、ハイテク製薬会社とジェネリック医薬品メーカーの両方の利益に寄与し、不公正な活動を阻止し、それと同時にジェネリック医薬品のタイムリーかつ適法な市場投入を促進する。登録簿の対象範囲は、ユーザーのニーズに応じて決定する。登録簿は、政府調達、そして同様に法廷における権利の擁護にも適用されることが期待されている。登録簿の作成が、医療分野の法令の発展に向けた一貫した前進の一步である」ことを、Rospatent の Grigory Ivliev 局長は確信する。

登録簿を今後数年の間に EAEU に導入する案が検討されている。これは、連合が医薬品の流通に関する統一された政策を形成する上で特に重要である。

Rospatent 局長が 2021 年 9 月 24 日、連邦評議会議長の下で行われた知的財産評議会の会合に参加

Grigory Ivliev 局長が Rospatent の戦略的発展に的を絞った講演を行った。同局は、デジタル化、変革、及び顧客指向のアプローチに針路を設定している。Rospatent が考案したサービスは現在、知財分野の公共サービスの消費者、科学者、特許弁護士、中小企業、大企業、及び国家当局を対象としている。Rospatent は、全ての顧客グループと効果的にやり取りするため、国内のソフトウェア機

器に基づく通信サービスを開発し、それらの公共サービスの単一ポータル及び省庁間電子双方向通信システムへの統合を進めていると Rospatent 局長は述べた。

「Rospatent は、専門家や他のユーザーの労力を軽減するために AI ベースのサービスを既に開発しました。Rospatent のデジタル変革プログラムがデジタル経済国家プログラムに組み込まれているため、あらゆる変革が可能になりました。現在、15 の新たな情報システムが開発されており、そのうちの 11 のシステムが公開されます。その供用開始が 2021 年の終わりに予定されています」と、Grigory Ivliev 局長は要約した。

2021 年の最初の 6 か月間に関する Rospatent の統計

発明、実用新案、意匠（特許法の対象）の法的保護	
登録済出願件数	22,874
審査された出願件数	25,019
出願の平均的な審査期間（月数）：	
- 発明	3.6
- 実用新案	1.4
- 意匠	4.2
特許法の対象の出願審査の結果を受けた決定に関する異議申立、審判請求及び法律に基づく保護の無効の審理	
審理した異議申立の件数	273
平均的な審理期間（月数）	4.3

商標、サービスマーク、原産地名称の法的保護（識別手段）	
登録済出願件数	49,126
審査された出願件数	42,825
出願の平均的な審査期間（月数）	3.9
異議申立、並びに識別手段の出願審査結果を受けた決定、無効、又は識別手段の法律に基づく保護の早期終了に関する申立ての審理	
審理した異議申立及び出願の件数	962
平均的な審理期間（月数）	3.1

第2章

2020年12月31日付命令第3718-r号に異議を申し立てる行政請求の却下に関する 2021年5月27日付最高裁判所決定第AKPI21-303号

ロシア連邦最高裁判所（以下、「最高裁判所」又は「裁判所」）が2021年に下した決定により、レムデシビルのジェネリック医薬品製造のためのロシアで唯一の強制ライセンスが付与された。レムデシビルは、その蔓延が世界保健機関により国際的に懸念される緊急事態であると認識されたコロナウイルス感染症の治療目的で米国において最初に承認された薬剤である。レムデシビルは2021年にロシアの重要な医薬品のリストに含められた。

GILEAD PHARMASSET LLC（米国）及びGILEAD SCIENCES, INC.は、2020年12月31日付ロシア連邦命令第3718-r号（以下、「命令」）に異議を申し立てる行政請求を最高裁判所に提出した。この命令によれば、政府は、COVID-19の患者を治療するために利用され

る医薬品（国際的非独占的名称は「レムデシビル」）をロシア連邦の住民に提供するため、請求人が所有し、ユーラシア特許番号第EA025252号、第EA025311号、第EA029712号、第EA020659号、第EA032239号及び第EA028742号により保護される発明を1年間、特許所有者による同意なく使用することをPharmsynthez JSCに許可した。

請求人は、命令の発行時に有効であったロシア連邦民法（以下、「民法」）の第1360条に従い、国防及び安全保障上の利益という名目で、両社の特許権を侵害して強制実施許可を発行する条件となるような極度な緊急性は存在しなかったと請求理由の中で主張した。この命令により、両社が、リスト記載の特許の所有者として発明に係る排他権を付与する対象者の範囲を独立して決定し、製造される製品の品質を管理し、製造される製品の数量、及びライセンスに求める補償額を決定する権利を不法に奪われたと指摘した。原告は、ロシア連邦内におけるレムデシビル（商号「VEKLURY」）への需要が極めて限られていた点に注意を喚起した。さらに、両社は、この医薬品の価格を決定する方法が、重要かつ不可欠な医薬品の価格設定方法に対応していないという事実、そして同様に特許番号をめぐる不正確さ（そのうちの二つはレムデシビルに関連していない）に言及した。

連邦反独占庁（以下、「FAS」）によりその利益が代表される被請求人である政府は、命令は法的要件に従って発出されたものであり、請求人の権利と正当な利益を侵害するものではないとする抗弁を裁判所に提出した。被請求人は、レムデシビルが平均価格35～90米ドルで販売されている127か国において、GILEADが同医薬品を販売目的で製造することを様々な国の7つのメーカーに自主的に許可したにもかかわらず、ロシアがそれらの国々に含まれていなかったことを強調した。ロシア連邦で登記されているPharmsynthez JSCにより製造されたジェネリック医薬品のVAT課税前価格が最高でもお

よそ 100 米ドルにとどまったのに対し、真正の医薬品の価格がおよそ 390 米ドルであった点は注目に値する。

最高裁判所は請求人の主張を吟味した結果、命令を取り消す理由を見つけられなかった。最高裁判所は、この命令が、困難な疫学的状況に対応するため、ロシア連邦の住民に医薬品を提供することを目的とするものであって、法令には違反せず、重大な法的有効性を備え、あくまでも一時的なものであると判断した。裁判所は、命令が請求人の権利及び正当な利益を侵害するものではないとした。

最高裁判所は、国際条約の規定、ロシア法、ロシア連邦憲法裁判所(以下、「憲法裁判所」)の見解に言及し、人命が憲法上最も重要な価値であり、それなくしては市民的、経済的、社会的その他の権利の行使がほとんど無意味になる点を考慮すれば、緊急時又は窮迫する緊急時に、疫病と闘い、その結果を是正するための措置を実施するために住民の生命と健康を保護する必要性が生じた場合、人権及び自由が制限される可能性があっても適切性と比例性の要件を満たしつつ設定された目標に対応する範囲にその制限が限られる法的行為を採用するという結論が導かれると指摘した。

最高裁判所は、命令がその発出時に有効であった民法第 1360 条に規定される国防及び安全保障上の利益のために採択されたものではないとする自己の法的見解を根拠にした請求人の法規範の解釈は誤っており、民法及び憲法の規定に反すると結論付けた。

立法府がさらに、民法第 1360 条第 1 項の文言を、次のように規定した点にも注意すべきである。ロシア連邦政府は、国防及び国家安全保障並びに住民の生命と健康の保護に関係する極度な緊急時に、特許権者の同意なく、発明、実用新案又は意匠の使用を決定できる(2021 年 4 月 30 日改正)。裁判所は、そのような変更は、発明、実用新案、又は意匠の使用を特許所有者による同意なく許可する

理由に関するリストの拡大ではなく、当該リストの改良であると考え。裁判所は、パンデミックの脅威に直面する住民の健康を保護する利益が安全保障上の利益に含まれると結論付けた。

裁判所は、異議が申し立てられている命令に政府が民法第 1360 条を適法に適用したと結論づける根拠として、1950 年 11 月 4 日にローマで締結された人権及び基本的自由保護のための条約第 8 条の規定に言及した。同規定によれば、人権及び自由の制限は、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他者の権利及び自由の保護のための必要性に応じたものでなければならない。

裁判所は、民法第 1360 条の規定は、国際条約の規定、特に(1994 年 4 月 15 日にマラケシュで締結された)知的所有権の貿易関連の側面に関する(TRIPS)協定の第 31 条に対応したものであるとした。同規定は、協定の加盟国が、国家緊急事態その他の極度な緊急事態の場合に(一定の条件の下で)権利者の許諾を得ずに特許対象の使用を国内法令により認めることができると規定する。また、第 1360 条の規定は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(1985 年)の制限条項及び逸脱条項に関するシラクサ原則とも一致している。シラクサ原則は、国家が住民又はその中の個人の健康への深刻な脅威に対処する措置を講じることを可能にするため、公衆衛生の保護目的を理由に一定の権利を制限できると定める。世界保健機関の国際保健規則にも十分な注意を払う必要がある。

裁判所は、国内法に目を向け、憲法第 55 条第 3 項が、憲法の制度、道徳、健康、権利、及び他者の正当な利益を保護するため、及び国防と国家安全保障を確保するために必要な限度で権利と自由を制限できる旨規定していると指摘した。それと同時に、最高裁判所は、そのような制限の目標は法的にかつ社

会的に合理的であり、社会的に必要な結果に照らして適切でなければならないという憲法裁判所の見解を引用した。しかしながら、権利又は自由の本質そのものが歪められてはならない。

裁判所は、ロシア連邦が締結した国際条約及び民法により確立された知的活動の成果及び識別手段に対する排他権が、ロシア連邦の領域内において効力を有するという民法の規定（第 1231 条 1 項）を引用した。民法第 1229 条第 1 項は、知的活動の成果に係る排他権の所有者（権利者）ではない者が、権利者の同意なく、知的活動の成果を使用することを原則として禁じている。一方、裁判所は、民法第 1229 条第 5 項が、補償を受ける権利者の権利を保全しつつ、権利者の同意なく知的活動の成果を利用する場合を含めて、知的活動の成果に係る排他権への制限を定めている点にも留意する。特に民法第 1360 条に規定される制限がそれであり、国家安全保障上の利益のための発明、実用新案、意匠の使用は特許独占の例外である。

裁判所は、国家安全保障には国防と、ロシア連邦の憲法及び法律で定める個人の安全を含むその他の種類の安全保障の両方が含まれ、疫病の蔓延を伴う状況のもとで国民の生命と健康を保護する目的で権利を制限する措置としての性質を有する法的手段を選択することは連邦議会の裁量の範囲内にある点を指摘した。住民の生命と健康を脅かす緊急事態に対応する上で適切な実体及び手続を備えた法規制が整備されていないことは、公的機関が死と深刻な疾患を看過し、その予防と軽減を怠る口実にはならない。

以上の各法規定に導かれ、最高裁判所は、命令が、自己の権利及び自由への侵害であるという請求人の主張に反し、COVID-19 の急速な蔓延を特徴とする外国における現在の困難な疫学的状況を根拠とし、また、COVID-19 の蔓延が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であるという世界保健機関によ

る公式な認識を考慮し、命令は人命と健康の保護を含むロシア連邦の国家安全保障を確保するために発出されたものであると結論付けた。裁判所は、命令により請求人の権利に加えられた制限は、その結果の社会的重要性に照らして妥当であると判断し、また、Pharmsynthez 株式会社による発明の使用期間が 1 年に限定される一方、特許所有者に相応の対価が支払われる点を指摘した。国際的非独占的名称が「レムデシビル」である医薬品をロシア連邦の住民に提供する目的に合わせて、発明の使用範囲及び使用期間は限定されている。

2021 年 4 月 30 日に行われる民法第 1360 条の改正により第 2 項が追加されたが、同項により、補償額の決定方法とその支払手続に関しロシア連邦政府の承認を受けなければならない点に注意すべきである。

マスメディアによれば、Pharmsynthez JSC は、対価の支払いのため、6 万 6,300 米ドルの取消不能確認信用状を 2022 年 3 月 22 日まで銀行に開設したという。

このため、最高裁判所は、命令が法的要件に適合し、特許医薬品「VEKLURY」の売上を制限せず、請求人の事業活動を妨げないと判断した。裁判所は、Pharmsynthez JSC に与えられた請求人が所有する発明をその同意なく使用する許可が、困難な疫学的状況の下で医薬品をロシアの住民に提供することを目的とし、私益と公益との均衡が取れる形で適法に付与されたと結論付けた。

商標権所有者に対する並行輸入をめぐる訴訟に連邦反独占庁が勝訴

ロシア連邦反独占庁（FAS）はこの数年、ロシアの独立（並行）輸入者に対し真正商品を権利者の同意なくロシアに輸入する権利を認めることを一貫して支持してきた。独占禁止当局は、ユーラシア経済連合レベルで「並行」輸入を合法化することを提案している。

FAS は、並行輸入を禁止する権利者の行為が競争の制限につながり、また、許可された輸入者に対し「価格と製品範囲を操作し、それにより消費者の選択の幅を狭める」行為を許す結果になると考える。

最大手自動車メーカー、特に **KYB Corporation** 及び **Daimler AG** の商標は、知的財産権の対象に関する税関登録簿に登録されている。独立輸入者は、ロシアへの自動車用スペアパーツの自由な輸入を目指し、長年にわたって権利者に事前に申し入れ、商品の輸入許可状を発行するよう要請してきた。権利者側では、独立輸入者による商品の「並行」輸入を認めることも、そのような許可状の発行を自己の裁量で拒絶することもできる。権利者によるこれらの行為は、商標に係る排他権の消尽を国家原則として想定しているロシア連邦民法第 1487 条の規定（商品に付した商標の権利者による、又は権利者の同意を得た者による EAEU 加盟国のいずれかにおける当該商品の適法かつ直接の販売により商標に係る排他権が消尽すると規定）及び EAEU 条約付録第 26 号第 16 項の規定（EAEU 加盟国にとっての商標に係る排他権の広域的な消尽原則）で定める行為に該当する。

しかしながら、独立輸入者である **TMR Import LLC** 及び **AVTOlogistika LLC** は海外で購入した真正の自動車用スペアパーツを輸入する許可をメーカーから得ようと試みたにもかかわらず、その申し入れが権利者により検討されず、輸入許可状が発行されなかったことを理由にし、2020 年、商標権所有者の行為に係る審判請求を FAS に行った。

両輸入者は、商標の権利者である外国企業 **KYB Corporation** 及び **Daimler AG** が、一部のロシア企業に対し排他権を有する地位を認め、これに認定ディーラーとしてその商標を付した製品を輸入し、さらにその商品を過度に高額な価格で販売することを容認する一方で、両輸入者を含む他の者はそのような権利を奪われ、結果として、一部の者を不適切

な形で有利にし、自動車用スペアパーツ市場における競争を脅かしているとし、その事実は、所有する商標の使用に関する両社の違法行為を明白に示していると指摘した。

独占禁止当局は、権利者とその認定販売業者のいずれも、権利者の商標を付した商品をロシアに輸入する許可を求める独立輸入者からの申し入れを検討するための手続（規制）を定めていなかった事実を当該請求の審判中に認定した。また、そのような申し入れを評価するための基準や、当該許可を発行する又はその発行を拒絶する基準も定めていなかった。

しかしながら、権利者は、現行法に基づく限り、自分たちが商品の輸入許可を求める申し入れを検討する義務を負っていないことを FAS における審判中に指摘した。また、そのような許可を発行する意思が権利者にはない理由として、輸入に同意しても許可の申請者が誠実に行動するという保証はなく、長期的に見た消費者及び市場への悪影響を防ぐ必要があるためだと述べた。例えば、一部の不誠実な輸入者は自動車用スペアパーツを真正ではない包装に梱包し直して繰り返しロシア連邦に輸入したという。さらに、並行輸入の合法化は、消費者の安全と健康を脅かし、市場の発展と生産のローカリゼーションに悪影響を及ぼす。並行輸入者は、消費者への保証対象サービスと保証対象外サービスによるサポートを含め、商品の品質に責任を負わないとも指摘した。

FAS 内部委員会は、輸入者の請求を審理し、権利者の行為は、ロシア連邦外で購入した真正の自動車用スペアパーツの輸入を不当に制限するものであり、競争保護法第 14.8 条に反する不正競争行為であると認めた。FAS は、輸入許可の発行を拒絶する権利者の行為が、競争の制限につながる一方、権利者が許可した輸入者に対し「価格と製品範囲を操作し、それにより消費者の選択の幅を狭める」行為を許すものであると判断した。

FAS は、権利者に対して、競争法に違反する行為をやめ、所有する商標を付した自動車用スペアパーツをロシア連邦に輸入する許可を求める独立輸入者からの申し入れを、FAS の命令に列記された条件（拘束力のあるもの及び拘束力のないもの）のもとで検討し、そのための内規を作成、承認し、ディーラー契約を改正するよう命じた。

FAS は、さらに、行政違反法第 14.33 条第 1 項に基づく行政上の責任を権利者に負わせ、これに罰金を科した。

権利者は、FAS の上記決定、命令、及び決議を不服とし、それらには理由がなく、現行法に適合せず、また、商標権所有者の権利及び正当な利益を侵害するとし、商事裁判所に当該訴えを提起した。モスクワ商事裁判所は、FAS の決定に対する権利者の請求を審理し、独占禁止当局の側に立った。

裁判所は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 10 条の 2 に基づき、工業上又は商業上の公正な慣習に反する競争行為は不正競争行為であるとみなされる点を指摘した。

競争保護法第 4 条第 9 項に基づくと、不正競争とは、事業体（個人の集団）の行為であって、事業活動を遂行する上で有利なることを目的とし、ロシア連邦の法律、商慣習、誠実性、合理性、及び公正に関する要件に反し、競合する他の事業体に損害を与えるか又は与える可能性があるものをいう。

一方、不正競争の形態に関するリストは網羅的なものではなく、競争保護法第 14.8 条は、その定義に定める兆候を示す他の不正競争形態をも禁止している。

また、2018 年 2 月 13 日付のロシア連邦憲法裁判所（以下、「憲法裁判所」）決議第 8-P 号で明らかにされた法的見解によると、執行者は、民事法令の主要な規定との一貫性のみならず、平等と正義という一般的な法原則にも照らして知的財産法の規定を適用しなければならない。

これらの要請に基づいて法令及び行政規則を制定する際は、一方で商標に係る排他権の所有者の権利と事業の評判の適切な保護、他方で、そのような商標を付した商品の輸入者と購入者の権利との均衡を図る必要がある。

商標権所有者とそのような商標を付した商品の輸入者との利益相反を解決する際は、まず、当事者の私的利益と公的利益の両方に対する評価結果を考慮に入れるべきであるが、競争法の適用に対する個々の制限の解釈及び適用の際に、該当する商標を付した商品をめぐる商標権所有者と商標権所有者と法律関係にある他の当事者との利益相反、また、これに関連して当事者の行為が不誠実だと評価される可能性を憲法上重要な価値の均衡を図るための仕組みから完全に排除することはできない。

憲法裁判所は、商標に係る排他権の濫用に関し、権利者がその経済的利益の保護の合理的な限度を超え、民法により本来保護される目的又は公共目的と抵触する法的な権利を行使することはその行使に対する法的保護が拒絶される危険性を孕むがゆえに奨励されるべき行為ではないと定義する。

権利者の行為（独立輸入者からの申し入れを検討することの実質的な拒絶、及び利害関係者からのそのような申し入れを受け検討するための法的に定まった手続の欠如）は、独立輸入者による真正商品の輸入を阻む妨害行為であり、そして最終的には、潜在的な競争相手と対話し、第三者による商品の輸入に同意するための手続を手配する意図がないことの証拠だとモスクワ商事裁判所は指摘した。

裁判所は、権利者が商標の使用に同意する／同意しない義務を明示的に負っていないとはいえ、輸入者から寄せられた申し入れを検討することを怠る行為は誠実であるとはみなされないと判断した。権利者のそのような行為は社会的に重要な利益の保護にはつながらない。なぜなら、当該行為がロシアの消

費者の該当商品へのアクセスを実際に制限し、そのために、「認定」ディーラーの販売経路のみではニーズを充足することが不可能であったり、又は認定ディーラーが提供する利用条件（商品の価格、納期など）との不一致が生じたりすることがあるためである。

これに関連して、裁判所は、権利者の行為が競争保護法第 14.8 条に定める不正競争の包括的禁止に対する違反であると認める理由が本件に表れていると認定した。

裁判所のこの決定が、スペアパーツの並行輸入の容認を何年にもわたって求めてきた FAS の立場を強めることは間違いないが、独立輸入者から許可状の発行を定期的に求められている権利者にどのような影響を及ぼすかはまだはっきりしない。

Daimler AG はこの決定に関する見解を公表し、その中で控訴裁判所その他の上級審の裁判所に上訴すると述べた。

他の事案では、商標権所有者が並行輸入者から自己の権利を保護することに成功している点に注意すべきであるが、これは、製品の有効期限が切れていたり、製品が一定の要件に適合していなかったりしたためである。

第 3 章

1) 税関登録制度の最新状況と並行輸入をめぐる争い

税関登録制度は極めて効果的に機能している。同制度は、長年にわたり、（商標及び著作権を侵害する）模倣品の輸入に対抗する防衛線として機能してきた。現在、5,500 を超える知財対象物が税関登録簿に記載されている。

2020 年の年次報告書によれば、税関は（2019 年の 1,130 万点に対し）2020 年に 1,330 万点の模倣品を押収し、47 億ルーブルの権利者の損害を回避した。

法人及び自然人を対象として 5,000 件を超える通関後検査が行われ、それが 7,000 件の行政事件へと結びついた。

一方、国境を通過する模倣品の数が少ないため、（商標代理人から通告を受けたにもかかわらず）権利者が行政事件の開始を拒絶する状況が続いている。

健康と生命に危険を及ぼす場合、又は技術的要件に適合していない場合は、並行輸入は許されない。並行輸入品の破棄、又は発送元への返送を命じられたケースもある。2018 年の憲法裁判所の判決が下されるまでの期間と比べると、並行輸入の件数は概して大幅に減少している。

2) 最新の知財紛争解決実務（重要かつ主要な訴訟）（特に、特許、実用新案、意匠、商標、営業秘密紛争に関係するもの）

一部の事件に関しては、本報告書で詳細に説明した。

3) 知的財産裁判所の活動の最新状況

知的財産裁判所は、日常的な活動として複数の事件を毎日審理している。入手できる 2020 年の統計によれば、知的財産裁判所は、その第一審及び破毀審として、およそ 1,500 件の訴訟を審理している。

4) 関税同盟の導入後に実際に行われた税関による管理及び関連規制の変更

ロシアは関税同盟の導入後にそれまでのロシア関税法に代わる関税規制法を採択した。関税規制法は実際にはロシア関税法の規定を再現したものである。

税関管理をめぐる変更点は、関税同盟の関税法の実施後に税関国境が廃止されたことに伴うものである。これによって、関税同盟加盟国である近隣諸国からロシアへ模倣品が移行することにつながった可能性がある。税関では、ロシアへの商品の違法な輸送に対処するため、ロシアの国境を越えたところでト

レーラーを止め、貨物を検査するが多い。模倣品を摘発した場合は、その事件は連邦消費者権利保護・福利監督局又は警察に引き渡される。

5) 知財保護分野における内務省の活動

2020年には、700万点を超える模倣品を市場から回収した。

我々は、内務省が知財所有者の請求にさらに積極的に対応してもよいと考える。

6) 連邦消費者権利保護・福利監督局（以下、「Rosпотrebnadzor」）の知財保護分野における活動

Rospotrebnadzor も時には知財保護に関与する場合があります。例えば、Noelken Hygiene Products GmbH が、自社の商標を付した子供用化粧品の違法な販売に関し Rospotrebnadzor に提訴した（事件番号 40-201364/2020）。そこで Rospotrebnadzor は、モスクワ商事裁判所に行政訴訟を提起した。裁判所は侵害者に罰金を科した。侵害者は上訴したものの、却下された。事件番号 A40-201364/2020 など、この種の事件は他にも存在する。これらの手続は、行政違反法第 1410 条第 2 項に基づいて行われる。

7) インターネット上で頒布される知的財産権侵害商品への取り組み方法

インターネット上で行われる模倣品に関する申し出を監視する企業が存在する。Gorodissky and Partners には、専用のソフトウェアを使って Web 上に存在する模倣品を監視するチームがある。インターネット上に存在する様々なリソースその他の種類の活動からアカウントへとたどることにより活動的な侵害者を探知する。

知財所有者には、インターネット上における侵害に対処するため、ドメイン名の所有者、ベンダー、登録機関、プラットフォーム管理者、及び検索エンジン（例えば、グーグルなど）に停止通告書を送る方法がある。侵害が

取り除かれない場合には、さらなる捜査とテスト購入が推奨される場合もある。警察による捜索を行う方法もあり、その上で訴訟を提起する方法もある。商品が税関を通過する場合も多いため、税関登録簿への登録と、商標権所有者との協議を経て、税関が提訴することが推奨される。

情報によれば、(2019年の4,720万人に対し) 2020年にはおよそ4,000万人のロシア人がeコマースを利用して少なくとも1回、商品の購入を行ったとのことである。

（取りまとめ：ジェットロ・デュッセルドルフ事務所）

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Gorodissky & Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェットロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェットロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。